

第3章 救済と情報メディア

第1節 救 済

1 はじめに

1888 (明治 21) 年 7 月 15 日、磐梯山の突然の噴火によって、死者 518 人、455 戸が埋没、倒壊、破損などの被害を受けた。本籍、寄留人口のほか、他所から来た温泉客 33 人の死亡者も、上記のうちに含まれている。埋没村落 5 か村、被害田畑 11,000 町歩以上に及ぶ大きな被害を出した。本節では、この災害に対して応急対策、復旧、復興策はどのように行われたかを考える。

近世社会では、突発的な災害に襲われた場合の救済は、各藩と幕府領では格差があった。近代法治国家が成立したからには、こうした地域的な差が払拭され、被災国民は、法律に基づく同じ基準で救済されることになる。

2 備荒儲蓄金の適応

磐梯山噴火の被災者に対しては、1880 (明治 13) 年に成立した備荒儲蓄金 (太政官布告 31 号) が救済の法的根拠として適用された。この法律の制定目的は、国の財政の大部分を占める地租を安定的に確保するためであった。したがって、地租を安定して確保する必要上、「非常の凶荒、不慮の災害、地租の補い」に対処する方策としての法律であった。

備荒儲蓄金は、当時の国の地租収入の 3% にあたる 120 万円と各府県の地租の 3% を拠出して、国の拠出金 120 万円のうち、30 万円は年々蓄積し、残り 90 万円を各府県の地租に応じて府県へ配布し、府県は自らの地租 3% 分と合わせて運用し、災害準備金とするものであった。ただし、大災害によって、当該府県の備荒儲蓄金支出が蓄積額の 2/3 を超える場合には、国の中央儲蓄金から援助が得られる仕組みである。この備荒儲蓄金には、罹災民 1 戸に対して、食料 30 日、小屋掛け料 1 戸 10 円以内、種籾料 1 戸 20 円以内で支給するという基準が設けられていた。このほか、凶作で地租が納められない者への地租補助か貸与が認められるものであった。以上の項目からわかるように、凶作の際の農民救済という色合いの濃い救済策である。

しかしながら、20 年間の時限立法として成立したものの、10 年目で、蓄積高が相当程度になったという理由で、蓄積が打ち切られた。皮肉なことに、それ以降、濃尾地震、福井、富山の洪水被害、三陸津波などの大災害が毎年のように発生して、1890 年代の終わりには 400 万円以上に達していた蓄積金は底をつき、新たな災害救助金制度が創設された。

さて、磐梯山噴火の被災者への救済はどのようなものであったのだろうか。

災害による一時的窮民に対して、当初 10 日間の炊き出し、続いて 20 日の救助米の支給がなされた。猪苗代町に避難所が設けられた。ここには、埋没した檜原村の人で、たまたま外出していて罹災を免れたが、家が噴出土石の地中深く埋まってしまう、住居を失った 16 名が収容された。

被災地での家屋再建には、備荒儲蓄金支給規定にある小屋掛料 10 円を基礎にその他の救恤金を含め 1,535 円が 53 戸に支給された。全潰の家屋に対して、1 戸 30 円以内の支給が行われ、総計 5,225 円となる。これには、天皇の恩賜金 3,000 円、続いて皇后の恩賜金 1,000 円と、備荒儲蓄金に基づく規定の金額があてられた (表 3-1)。

福島県の備荒儲蓄金高は明治 20 年 44,674 円、21 年 44,715 円、22 年度 45,450 円で、21 年度と同制度による救済対象戸数は 1,671 戸、2,419 人、金額にして 11,109 円である。これには、磐梯山噴火の被災者のほか、火災、洪水などの被害者も含まれている。この 11,109 円という支出は、県儲蓄高の 2/3 を超えていないから、この年、福島県は国庫補助は受けていない。ちなみに、同年度の全国の備荒儲蓄金による救済支出高の総計は 4,432,990 円であった (以上は『帝国統計年鑑』明治 20、21、22 年度による)。

3 恩賜金

備荒儲蓄金は確かに凶作で地租の納められない農民のための救済、補助を行う目的だから、罹災者個人に対して支給される救済金である。しかし、この制度による救済金支給は、食料、農具料などのように、細かい規定に基づいていて、実際の災害時に緊急の支出が必要な応急的災害救援にはそぐわないし、そもそもその事態を想定して設けられた制度ではなかった。突発的災害の発生に対応できる法的制度ではなかったのである。これを実際に補ったのは、まずは天皇の恩賜金であり、民間から集まった義援金であった。

ここでは、まず、恩賜金からみていこう。天皇の災害時の恩賜金は磐梯山噴火に始まったわけではない。『明治天皇紀』には、天皇がさまざま形で、災害の被災民に限らず、功を尽くした大臣、官僚、軍人などに恩賜金を与えている例が見受けられる。磐梯山噴火以前の大きな災害で、初の新聞による義援金募集が行われた 1885 (明治 18) 年の大阪の洪水以降、磐梯山噴火を含め、国会開設までの事例は、表 3-2 のようである。これによって類推すると、およそ被災戸 1,000 戸を基準に恩賜金額を 1,000 円、あるいはそれ以上としていた模様である。災害の規模に応じて、額に

表 3-1 臨時経費内訳

費 途	費 目	金 額
備荒儲蓄金	炊出米	212.46.5
	救助米	157.08.5
	小屋掛料	353.00.0
	農具料	721.45.0
	種籾料	158.47.5
小 計		1602.50.5
地方税	教育費	161.56.0
救済金	負傷者治療費	506.41.2
	福島病院患者費	17.70.0
	郡医事務所費	8.25.0
	開業医委託費	21.55.0
	救恤場諸費	25.10.0
	一時救助費	1700.00.0
	小屋掛料補助	1182.00.0
小 計		3461.01.2
合 計		5225.07.7

※1 「事変ニ関スル取扱書類」(福島県歴史資料館蔵)より

※2 金額の単位は、円、銭、厘

((北原糸子、1998) 表 13 を引用)

高下がある。磐梯山噴火については、これまでにない噴火災害ということが考慮され、被害戸は1,000戸以下であるが、恩賜金額が3,000円、皇后による1,000円の下賜があったのではないかと推測される。侍従派遣の例もすでに災害規模に応じて判断されていた模様であり、磐梯山噴火では、東園基愛侍従が現地視察の指令を、噴火発生直後の17日に受け、19日から23日まで現地出張、帰京後には写真、降灰を被った木の枝などを持ち帰り、天皇に報告している。

表 3-2 明治天皇災害恩賜金 (1885年～1890年)

no	年	月	日	金額	対象	巻-頁
1	1885	6	30	内帑金 3,000 円	大阪府管内暴風雨、水害、5 郡 125 村、戸数 14,000 戸、人口 70,000、救恤金下賜	6-431
2	1885	7	4	2,500 円	4 月 8 日富山県下洪水あり、5 月 31 日富山市街大火、5,900 戸余焼失	6-435
3	1885	8	22	1,500 円	各地水害あり、京都府甚だし、山口、広島、岡山 3 県巡幸に際し、能久親王派遣、巡視せしむ	6-469
4	1886	6	18	1,000 円	2 月 9 日長野県松本北深志町大火民戸 1,000 余軒焼失、2,500 人救助を要す、5 月 22 日飯山町大火 660 戸焼失、救助要する者 1,200 人	6-602
5	1887	1	1	1,000 円	19 年 12 月 30 日水戸市街大火、民戸 1,000 余戸	6-675
6	1887	4	21	1,000 円	富山県富山に大火、市街民戸 960 戸焼失	6-735
7	1888	1	13	1,000 円	長野県松本に大火、官衙・学校 1,550 戸焼く	7-006
8	1888	4	11	1,000 円	福井県大野火災、焼失戸 1,200 余	7-040
9	1888	7	17	3,000 円	7 月 15 日午前 7 時 30 分磐梯山噴火、被害戸 463 のうち、破壊戸 47 戸、埋没 45 戸、半壊 8 戸、死者 477 人、負傷者 47 人、牛馬弊死 57、被害反別 11,032 町余、侍従東園基愛派遣 19 日-23 日帰郷	
10	1888	7	25	1,000 円	磐梯山噴火につき皇后恩召	7-109
11	1888	8	21	1,000 円	徳島県暴風雨、那賀、勝浦被害多し、海嘯これに伴う、流失家屋 100 戸余、倒壊家屋 2,750 戸	7-126
12	1888	8	22	2,000 円	8 月 30 日大阪府、和歌山県に暴風雨、大阪府死傷者 150 名余、罹災家屋 1500 戸余、和歌山県死傷 330 名、罹災家屋 700 戸、大阪罹災者へ 1,000 円、和歌山県は 2000 円	
13	1888	11	20	1,000 円	島根県隠岐国西郷港火災、民戸 750 戸焼失、翌日豪雨にて氾濫、罹災者惨状を極める	7-156
14	1888	12		恩賜金ではない	徳島県吉野川氾濫、田圃・家屋流失、堤防改築工事のため、旧堤を毀つにより県官の処置よろしからざるによるとなし、46,364 円を改築工事費より割いて救恤	7-170
15	1888	1	26	50 円他	帝国大学寄宿舎失火、寄宿学生 1 名死亡、9 名負傷、死者 15 円、負傷者へ 50 円下賜、皇后も 50 円下賜	7-199
16	1888	5	4	1,000 円	4 日秋田県横手町火災、民家 678 戸焼失、救助を要する者 333 戸	7-266
17	1888	5	23	8,446 円 908	東京慈恵医院、区域狭隘につき、拡張計画、皇后下賜金	7-273
18	1888	7	22	福岡県 1,500 円 + 皇后 500 円、大分県 1,000 円 + 300 円、佐賀県 500 円 + 200 円、	福岡、大分、佐賀の各県の洪水救恤	7-302
19	1889	8	19	1,500 円、皇后 500 円	和歌山県下洪水、被害全県に及ぶ、浸水町村 180、家屋流失 3,675 戸、倒壊 1542 戸、死亡 1247 人、侍従堀河康隆を派遣	7-338
20	1889	8	26	1,000 円、皇后 300 円	18-20 日にわたり、奈良県下暴風雨、河川氾濫、被害全県に及ぶ、侍従堀河康隆派遣	7-340
21	1890	2			公贈賜金、贈賜金の制を定める；公賜金（褒章、慰勞、養老、弔祭、賑恤、奨励、寄付、教育のために下賜される）、贈賜金（贈金と賜金の 2 種とす、賜金は内旨に出る賑恤、奨励、寄付、教育にかかわるものをさす）	7-488
22	1890	3	3	天皇・皇后 1,000 円	2 月 27 日浅草三間町より出火、類焼 1,424 戸、半焼 72 戸、罹災者困難	7-490
23	1890	9	7	1000 円	5 日大阪市西区大火、民家 2009 戸、学校、病院、社寺、劇場など 20 余を焼失	7-624
25	1890	10	10	天皇 700 円 + 皇后 300 円	福島、埼玉県下に洪水、人民困窮す	7-651

(出典：『明治天皇紀』)

磐梯山噴火の段階では、未だ名称も救済金、あるいは救恤金など、様々に称されていて、福島県庁内でも、天恩金などとも呼ばれていた。しかし、国会開設、憲法制定、皇室会計の法制化に際して、それまで功のあった大臣、官僚、軍人などに下賜されたケースや災害救済の目的で下賜されるものなどが整理され、1890（明治 23）年に公賜金、贈賜金制度として制定された。しかしながら、磐梯山噴火の段階では、新しい制度になってから下賜された 3 年後の濃尾地震の際のように、受給各戸から領収書を提出させる、全ての罹災者に等しい額を支給するなどの細かい指示が宮内省から出されることはなく、天皇の下賜金も備荒儲蓄金とともに支給されていた。未だ、牧歌的な処理が行われていたのである。

天皇による災害救助の恩賜金が、この段階で応急策として有効であったのは、いち早く下賜の通知がもたらされ、しかも、細かい支出規定を免れていて、緊急対応策に充当することが予定できたからである。また、罹災民に安堵感を与えるうえでも、効果が大きかった。

4 義援金

新聞による義援金募集は、この時期の新しいメディアを利用した社会事業活動である。まず、社会の各層に利用されるメディアが登場したこと、義援金募集に応ずる一定度の余裕が社会的に形成されていることはこれが事業として成立する要件であろう。しかし、それだけではない。人々が他の人々が被った不幸な事件への関心を抱き、同情し、その救済に何とか助力したいという気分が広く共有されていなければ、成功しない。その意味で、磐梯山噴火以降の明治 20 年代の頻発する災害に対して、新聞社による義援金募集が企画され、常に前回は上回る応募額が募られていたことは、考察に値する歴史的事象である。

さて、福島県に直接寄せられたものも含めると、磐梯山噴火では、1889 年 3 月段階で 58,965 人から 38,112 円余の義捐金（義援金）が集められた。このうち、新聞社 54 社の義援金は 23,296 円余、全体の 60%を占めた（表 3-3）。

磐梯山噴火の際の義援金は地元の『福島新聞』『奥羽新聞』などがいち早く募集を開始した。東京の新聞社では、1887（明治 20）年にノルマントン号事件の遭難が起きたとき、『東京日日新聞』『時事新報』『朝野新聞』『郵便報知新聞』『毎日新聞』の新聞 5 社が連携して 25 人の日本人遭難者に対する義援金を募り、17,000 円余の多額の義援金を集めたことに倣い、今回も 15 社が連携し、7 月 21 日に義援金募集を紙面で世論に訴えた。地元紙の原紙が揃わないので、ここでは、東京の新聞 15 社（実際には 12 社）の義援金募集の実際をみておくことにする。

新聞社義援金募集は、通例、応募者の氏名、義援金額、その日ごとの集計額が紙面に掲載され、そして最終的には応募額と納入先の県からの領収書が掲載され、一件終了となる。したがって、義援金募集開始以降の紙面を繰っていくと、新聞社ごとの募資金高がわかる。9 月 21 日段階で 2 回目の納入を済ませ、福島県から領収書を掲載された際の各社の募資金高を表 3-4 に示した。

表 3-3 全国新聞社義援金集計

新聞社	人数	義援高	新聞社	人数	義援高
ジャパンメール		2148. 35. 0	新愛知	458	224 .84. 6
やまと新聞社	583	343. 45. 0	新潟新聞	1053	368 .73. 6
茨城日報	611	121. 80. 0	新潟新聞	560	292 .68. 2
越佐新聞	186	40. 40. 0	静岡大務	774	308 .56. 1
奥羽日々新聞	837	343. 44. 0	大阪朝日	2004	1101 .00. 0
下野新聞	1017	492. 55. 0	中外電報	823	379 .11. 0
絵入自由新聞社	138	70. 53. 5	朝日新聞	152	59 .45. 0
絵入新聞	242	130. 50. 0	朝野新聞	569	179 .46. 5
岩手新聞		66. 50. 2	東海新報	18	3 .50. 0
紀陽新報	217	70. 65. 0	東京電報	64	33 .00. 0
宮崎新報	3	0. 50. 0	東北日報	101	35 .10. 0
共同新聞		112. 48. 5	読売新聞	1006	887 .98. 1
暁鐘新聞	543	147. 43. 3	日報社	890	1258 .58. 0
金城新報	1322	289. 38. 9	肥後日報		40 .00. 0
芸備日々新聞社	5	2. 00. 0	福井新報	35	12 .65. 0
五州社	289	154. 70. 0	福岡日々新聞	548	197 .06. 1
公論新聞		99. 95. 0	福島新聞	7795	2065 .50. 1
高田新聞	256	78. 30. 8	福陵新報	1346	378 .69. 0
在米第 19 世紀新聞	108	61. 80. 0	報知新聞	544	287 .84. 8
三益社	2162	1372. 12. 0	房総新聞	5	2 .40. 0
山形新聞	659	135. 57. 5	北海道日々新聞社	502	773 .96. 0
山陽新聞	8	2. 33. 0	毎日新聞	995	714 .41. 9
山陽新報	229	31. 60. 0	明教新聞	1983	1633 .67. 2
紫浜新聞	14	1. 80. 0	養徳新聞	26	57 .94. 7
時事新報	3796	5405. 41. 8	陸奥新聞	88	9 .35. 0
鹿児島新聞	55	32. 70. 0	合計	35900	23296 .40. 4
出羽新聞		155. 02. 5	義援金総額	58965	38112 .43. 2
上毛新聞	249	65. 23. 5	新聞社義援率		61%
信陽日報	32	14. 35. 0			

※ 1 福島県「磐梯山噴火義捐金人名簿付録」（福島県歴史資料館蔵）、合計欄の人数は資料に掲げられた数値
 ※ 2 義援高は、円、銭、厘の順
 ※ 3 義援金総額は、新聞社以外の義援金も含めた額（1889年3月）

（北原糸子、1988）表 7 を引用）

ノルマントン号に比べると、この 15 社の募集金額は約 1/3 に落ちている。この理由は、英国船籍の貨物船の船底のわずかな空間を利用して、貨物運搬のついでに、安い運賃で乗客を運んでいたノルマントン号の日本人乗客 25 人が全員遭難し、乗組員のうちインド人ボイラーマンは亡くなったものの、英国人は全て助かったという事態に国民が疑念と怒りを感じ、不平等条約の改正運動に火をつけたという背景があった。特にこの頃就学率が増大しつつあった法律専門学校の学生を巻き込んで、青年層を中心にナショナリズムが一層高揚した。

その結果、予想を超えた義援金が集ま

表 3-4 12 社連盟義援金集計

社名	第 1 回	第 2 回	計
時事新報社	1619. 53. 4	838. 63. 0	2458. 16. 4
日報社	901. 07. 0	333. 21. 0	1234. 28. 0
毎日新聞社	352. 47. 0	328. 16. 9	680. 63. 9
報知新聞社	176. 82. 0	111. 02. 8	287. 84. 8
やまと新聞社	161. 40. 0	▲ 182. 05. 0	343. 45. 0
朝野新聞社	57. 00. 0	▲ 122. 46. 5	179. 46. 5
絵入自由新聞社	36. 80. 0	33. 73. 5	70. 53. 5
東京朝日新聞社	23. 15. 0	▲ 34. 30. 0	57. 45. 0
絵入朝野新聞社	23. 00. 0	▲ 68. 00. 0	91. 00. 0
両文社	20. 00. 0	▲ 24. 50. 0	44. 50. 0
公論新報	15. 25. 0	—	15. 25. 0
日就社	315. 80. 0	▲ 574. 18. 0. 5	889. 98. 0. 5
東京電報社	—	▲ 33. 00. 0	33. 00. 0
合計	3702. 29. 4	2678 .26. 7. 5 (2683 .26. 7. 5)	6378. 56. 1. 5 (6385. 56. 1. 5)

※1 『時事』9月21日号より。ただし、掲載の合計数値と実際の数字が合わないため、() 内に計算値を示した。
 ※2 第 1 回送金=8月7日・12社、第 2 回送金=9月15日・12社
 ※3 ▲印は第 2 回目に増加したものの。
 ※4 金額の単位は、円、銭、厘、毛の順。

（北原糸子、1988）表 6 を引用）

り、遭難者 25 人には 1 人 700 円以上の義援金配分がなされた。こうした特異な事件であったが、新聞社の義援金事業として、国内の災害事例である磐梯山噴火の場合と比較すると、事件ごとに反応する社会層が異なることがわかるのである。

では、どういう人々が義援したのかを、『時事新報』の場合でみておく(表 3-5)。同紙は、福沢諭吉が 1882 (明治 15) 年に始めた新聞で、新しい経済活動を担う階層に信頼度の高い情報を配信した。15 社連盟の義援金が開始される前日に、横浜の豪商来栖荘兵衛が世上の慈善家に範を垂れる意図で、3 円を義援したことに始まる。表 3-5 の義援者一覧を通して、この新聞の読者層がある程度推定できるのである。

しかし、この義援金募集に、ノルマントン号事件のときには、

関与しなかった『読売新聞』(日就社)は、15 社のまとめ役を務めるなど、政論系新聞とは異なる動きをした。それは、次章で触れるように、日蓮宗の宗教活動家田中智学による災害ルポルタージュ「磐梯紀行」を 8 月 5 日より 10 月 6 日まで 30 回掲載し、しかも、1 回ごとに写真銅板を付すなど、他紙に比べ、新機軸を打ち出したことである。また、広告も積極的に掲載した。このことが、表 3-4 にみるような『読売新聞』の多額の義援金募集に功を奏したし、新しい読書を獲得する道へもつながったのであろう。

5 復興資金

では、多額の義援金、天皇の恩賜金、備荒儲蓄金は、被害者にどのように配分されたのだろうか。当初は、恩賜金と備荒儲蓄金による救済を想定していた福島県としては、義援金の予想外の

表 3-5 義援金と義援者 (『時事新報』)

月/日	義援金高	義援者集団	累計高
7/22	16. 00. 0	丸善商店内 (横浜)	16. 00. 0
7/23	161. 85. 0	岩倉具定 [100]、薩摩治兵衛支店 [30]	177. 85. 0
7/24	159. 95. 0	郵船会社問屋組合、東京馬車鉄道組合	337. 80. 0
7/25	370. 50. 0	日本鉄道会社員、日蓮宗宗務院、正金銀行	707. 85. 0
7/26	151. 15. 0	東京小野組世話役、慶応義塾、大政社(陶器)、耕文社、群馬県尋常師範学校附属小学校職員一同	859. 00. 0
7/27	275. 38. 0	南湖煉瓦工場、芝公園勸工場、今水商店	1134. 38. 0
7/28	160. 65. 0	丸善洋服店(銀座)、松山棟安一家(11)、田口豊吉建築請負衆、職方、職工(35)、慶応義塾寄宿生(26)	1295. 03. 0
7/29	111. 07. 0		1406. 10. 0
7/30	79. 11. 4	芝浦海水浴場(19)、井村陶器画工場(19)、新橋角料理店千年雇い人(16)	1485. 21. 4
7/31	93. 52. 0	高島長善一家(5)、高島会所(28)	1578. 73. 4
8/1	40. 80. 0		1619. 53. 4
8/2	27. 70. 0		1647. 23. 4
8/3	33. 45. 0		1680. 68. 4
8/4	80. 00. 0	赤間関為替貯金局出張所、内国通運社室町出張所(23) 東京医会日本橋区支部会(41)、市ヶ谷監獄有志(57)、碓氷	1760. 68. 4
8/5	78. 80. 0	横川停車場構内(20)	1839. 48. 4
8/6	33. 80. 0		1873. 28. 4
8/7	42. 08. 0	上毛婦人教育会(55)	1915. 36. 4
8/8	52. 30. 0	秋田土崎港(61)	1967. 66. 4
8/9	57. 25. 0	横須賀造船所(132)、同組合職工、松本キリスト教会員(18)	2024. 91. 4
8/10	77. 29. 0	私立婦人衛生会、ジャグラー操一慈善会演芸会社 鹿鳴館東京倶楽部有志	2102. 04. 4
8/11	60. 20. 0	岡山県山陽新聞取り扱い	2162. 40. 4
8/12	45. 83. 0	石川県川合村有志	2205. 23. 4
8/13	34. 40. 0	千葉、大分、埼玉の各県	2239. 63. 4
8/14	1. 80. 0		2241. 43. 4
8/15	9. 60. 0		2251. 03. 4

※1 義援者集団は特にまとまったもののみ抽出。また、() は人数、[] は特に多額の場合で金額を示す。

※2 義援金高の単位は、円、銭、厘の順。

(北原糸子、1988) 表 5 を引用)

応募に、緊急の救済金支給を行うこととして、7月30日に県吏員2名を現地に派遣した。この段階では、緊急の生活支援として、養蚕などの生産手段に損害を受けた者、家族の生命を奪われた者、家屋や財産を失った者など、当座の生活困難者に対して、一律1名2円を支給することとした。派遣された県官吏は、「天恩金、義援金」つまり、恩賜金と義援金を「罹災者救済金」とすることに定め、その罹災者の事情を勘案して、救済金の受給規則を作成した。この規則では、被害地の範囲や支給地域を定め、罹災者の等級を10段階に定めた。

この10段階の概略は、1等は家屋財産を失い、家族も失い、頼る者がいないという最も打撃の深い場合。2等は家屋財産は失っても、ほかに頼る者がいる場合、次には家屋財産を失い、戸主や働き盛りの男子(20歳以上)が死亡して、今後の生計維持が困難な者、というように、徐々に被害の程度を財産、家族、生計維持者などを軸に段階を定め、5等では、家屋財産は失わなかったが、家族の働き手を失った場合、最後の10等では、家屋、家族に被害はなかったが、収穫物に被害が出た者などに分類した。

これらの分類基準に基づいて8月10日から18日間に、各村々に県官が出向き、罹災者1名につき2円を支給、受領書を提出させている。この一時救助金の配分村々の戸数、人員は表3-7に示した。

また、一時救済金を除く、復興資金にあたる配分は半年後と1年半後の2回に分け、先に定めた10等級の罹災段階に応じて配分された。第1回は1889年2月以降、7月15日の一周忌までの期間に、管内348戸、管外15戸に19,714円が支給された。期間が長いのは、支給対象者の選定に時間を要した結果であった。また、残金24,205円は当初の「罹災救済金規則」では、公債証書と銀行貯金として利子を以って、罹災者「永遠之救助」を図る予定であったが、1890(明治23)年3月罹災者91名の救助金下賜願いにより、結局、全てを一時に配分することに決した。10等級ごとの救済金の配分額は表3-8のとおりであった。

表3-6 一時救助金の配分
(1888.8.10~18)

〈救恤の範囲〉			
村	集落	戸数	人数
磐瀬村	美祢	18	99
	渋谷	19	149
	長坂	19	41
養蚕村	川上		
	白木城	20	94
	小田	3	16
	樋ノ口	1	7
若宮村	名家	7	33
磐梯村	本寺	1	1
檜原村	雄子沢	5	8
	細野	1	1
	秋元原	6	12
	小野川 松原	12 5	61 16
寄留者			8
小計①		125	604
〈追加対象者〉			
磐瀬村	三ツ屋	4	24
	長坂	1	3
三郷村	叔父ヶ倉	4	27
若宮村	小水沢	6	35
その他	猪苗代 喜多方	36	156
小計②		50	245
①+②		175	850

(出典:「磐梯山噴火取扱事務書類」(福島県歴史資料館所蔵)、(北原糸子、1998)表14を引用)

表3-7 救済金

(救済金基準額)

等級	第1回	第2回
1	60	99.00
2	50	82.50
3	45	74.25
4	40	66.00
5	35	57.75
6	25	41.25
7	20	33.00
8	15	24.75
9	10	16.50
10	7	11.55

※ 単位=円. 銭
(北原糸子、1998)表15を引用)

6 村の再生——苦肉の選択

ここで、1集落24戸131人のうち、81人も犠牲者を出した長坂集落の救済金配分について、村人の工夫の跡をみておくことにしたい。この村は三ツ屋地区と長坂地区の2つに分かれていた。長坂地区だけがなぜこのように大量の犠牲者を出したのか、当時の新聞も話題に取り上げている。この集落の犠牲者、及びその年齢、家族数などをまとめると表3-8のようになる。ただし、名主の1家はこの被災家族に含まれていない。

表3-8 磐瀬村長坂集落の被災者家族構成と死亡者数

家族員数	戸数	～80(歳)	～70	～60	～50	～40	～30	～20	～10	～0	計
13	1		2		* 1	1	3	1 (1)	3 (2)	2 (1)	13 (4)
10	1		2 (1)			1 (1)	1 (1)	* 1 (1)	2 (1)	3 (3)	10 (8)
9	2			* 2		2 (1)	2 (2)	* 4 (3)	3 (2)	5 (3)	18 (11)
8	2		1	3 (1)		* 4 (1)		1 (1)	4 (1)	3 (2)	16 (6)
7	1	1 (1)			1 (1)		1 (1)		* 2 (2)	2 (2)	7 (7)
6	2	1 (1)	2		2 (1)		* 2 (1)	3 (3)	2 (2)		12 (8)
5	6		1	* 1	* 3 (2)	* 6 (3)	* 5 (5)	* 3 (2)	7 (6)	5 (4)	30 (22)
4	5	1 (1)	1		2 (2)	3	* 2 (2)	* 5 (3)	3 (2)	4 (2)	20 (12)
2	1				* 1		1 (1)				2 (1)
1	3						* 1 (1)	* 2 (1)			3 (2)
計	24	3 (3)	9 (1)	6 (1)	10 (6)	17 (6)	18 (14)	20 (15)	26 (18)	24 (17)	131 (81)

※1 * 印は戸主を含む

※2 ()内は死亡者数

(出典：「磐梯山噴火取扱事務書類」(福島県歴史資料館所蔵)。(北原糸子、1998)表12を修正引用)

これは、どの年齢層に最も多くの犠牲者が出たかを推定するためである。40代17人うち6人死亡、30代18人うち14人死亡、20代20人のうち15人死亡、10代26人のうち18人死亡と、^{くしがみね}壮年の働き盛りと若い層に犠牲者が集中的に出ている。この集落は、村の背後に櫛ヶ峰が迫り、耕地は背後の山とは反対側の長瀬川を越えた場所に広がっていた。噴火は午前8時半頃と推定されているが、この時間、村の働き手は田畑で農作業に従事していたのであろう。そこを長瀬川を下る土石流が襲ったのである。集落の家屋は長瀬川の河岸段丘上の高い場所にあつて、土石流の被害は免れたから、家屋の被害はほとんど皆無といってよい。代々村の庄屋を務めてきた1軒だけは噴火を見届けてから逃げようと、家に留まり、難を逃れた。長坂集落25戸のうち、一家全員死亡が7軒も出た。幼子だけが残された家もある。この村の再興はどのようにして図られるべきか、生き残った者たちに突きつけられた問題は背負いきれないほど大きかったにちがいない。

表 3-9 磐瀬村長坂集落と救済金受給

No.	地番	戸主(年齢)	面積	死傷者数	相続人・遺族〔年齢〕	等級	第1回	第2回	措置
1	462	Y.T (57)	4.07	3・1 (5)	妻(49)が遺族	1上	60	102.69.1	貯金局預け
2	463	I.I (23)	2.29	1・0 (1)	なし				
3	464	I.K (49)	4.01	3・1 (5)	本人	4中	39	66.74.9	開墾
4	471	W.B (37)	4.23	4・0 (4)	地番520のI.Kが相続人	2上	50	85.57.6	開墾
5	472	W.T (38)	8.11	5・0 (6)	遺族あり	1上	60	102.69.1	貯金局預け
6	473	W.M (11)	6.03	7・0 (7)	亡曾祖父が遺族	1上	60	102.69.1	貯金局預け
7	476	W.K (41)	3.08	5・0 (5)	地番478のW.Fの曾孫が相続人	2上		85.57.6	開墾
8	477	G.S (22)	1.03.21	8・1 (10)	妹11歳が相続人	1上	60	102.69.1	貯金局預け
9	478	W.F (67)	1.01	2・4 (9)	本人	4上	40	68.469	開墾
10	478	Y.T (25)		0・1 (1)	本人	7上	20	34.23	開墾・田地買入
11	480	I.E (50)	5.16	4・0 (13)	本人	4上	38	65.03.8	開墾
12	483	Y.S (27)	1.07	0・1 (4)	本人	7上	20	34.23	開墾・田地買入
13	485	S.T (29)	3.05	4・0 (4)	亡父が遺族	2中	49	83.86.4	田地買入
14	491	Y.K (37)	4.09	1・0 (1)	地番480のI.Eの弟が相続人	2上	50	85.57.6	湯屋経営、開墾
15	506	W.S (34)	5.02	3・0 (6)	本人	4下	38	65.03.8	開墾
16	506	H.S (75)		1・0 (4)	遺族あり	4下	38	65.03.8	地所買入、桑樹栽植
17	507	E.Y (51)	4.24	2・3 (5)	長男が遺族	3上		77.01.8	開墾
18	507	Y.M (25)		3・1 (4)	次男3歳が遺族	1上	60	102.69.1	貯金局預け
19	510	S.M (54)	5.22	1・0 (2)	本人	1中	58	99.26.8	開墾
20	511	S.K (28)	5.28	9・0 (9)	亡弟が遺族	3上	45	77.01.8	開墾
21	514	S.K (44)	6.12	1・1 (8)	本人	5上	35	59.52.3	開墾
22	517	G.G (24)	5.29	4・0 (5)	父が遺族	1中	60	99.26.8	開墾
23	520	I.K (41)	3.19	5・1 (8)	長男10歳が遺族	4中	39	66.74.9	開墾・田地買入
24	522	G.J (38)	4.27	5・0 (5)	地番483のY.Sの弟が相続人	2上	50	85.57.6	開墾

- ※1 面積の単位は左から、反、畝、歩である。
- ※2 死傷者数は左から、死亡者数・負傷者数(家族員数)である。
- ※3 第1回・第2回は、救済金受給額で、単位は円、銭、厘である。
- ※4 県庁文書「磐梯山噴火取扱事務書類」、「丈量帳」による。

((北原糸子、1998) 表 16 を修正引用)

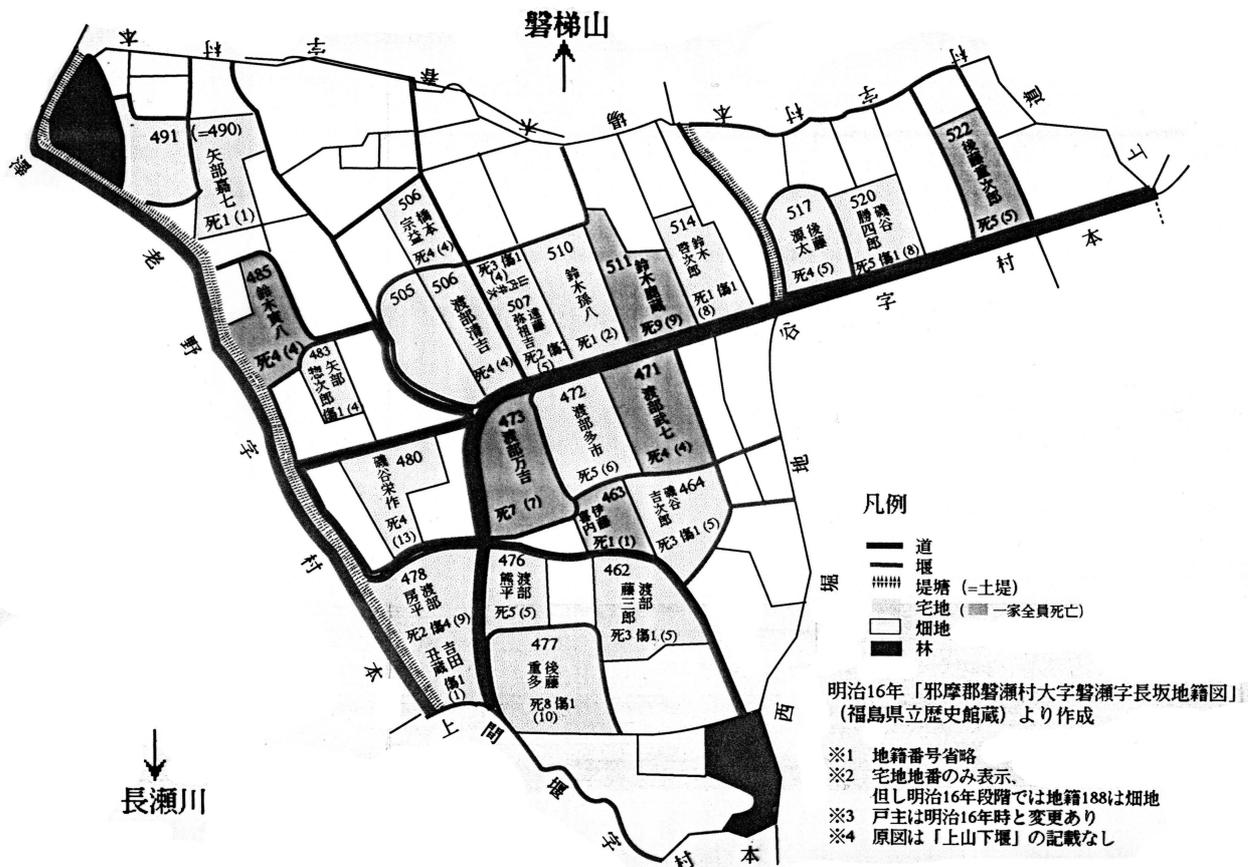


図 3-1 ((北原糸子、1998) 179 頁から引用)

表3-9に長坂集落の第一次、第二次の救済金等級、配分額、その措置、死傷者数、相続人などを示した。当時の村の家の配置を地番によって示した(図3-1)。

表3-9の地番は家屋配置の地番に対応している。村の居住区を土石流が襲ったわけではないから、どこに住んでいたかが問題とはならない。村の家屋は残ったので、住むところを奪われた他の村の人々が空家をしばらく利用したという記録もある。

表3-9をよく観察してもらいたい。義援金配分の数値をみていると、村の再生に向けて、大いなる知恵が働いたことがうかがえるのである。一家全員死亡、したがって戸主も死亡しているが、書類上、相続人として亡くなった父親、亡くなった弟などが義援金を受け取っていることになっているのである。

受け取るべき義援金は貯金局預け、開墾費用、田畑購入費用の3タイプがあった。後者2件は説明を要しないだろうが、貯金局預けというのは、この時期の義援金支給の場合、一時的に多額の金額を渡さず、行政管理で、貯金をしておく措置がとられていた。

長坂集落の義援金の謎について、私は、唯一被害を受けなかった村の指導的地位に立っていた名主が、義援金をプールして村の再興資金獲得に工夫を凝らした結果だと推定している。すすめられる方法ではないにしても、こうした工夫があったからこそ、村は至難の再興を果たしたと推測する。

第2節 災害情報メディア

1 はじめに

磐梯山噴火は、明治20年代に次々と起きる大災害の最初に位置づけられる災害であった。それも、火山噴火でありながら火を噴く類の噴火ではなく、水蒸気爆発というそれまで耳にしたことがないタイプの噴火であったことから、多くの人々の関心をひいた。

この時期に発生した災害の記録を調査していて、不思議に思うことの一つは、磐梯山噴火よりたかだか30年ほど前の災害であるにもかかわらず、幕末期に連続して発生した自然災害のときのような民間の個人による記録が少ないということである。今のところ、断定できるわけではないが、そうした傾向は、この方面の研究に携わる人が感じていることは事実である。

では、なぜそうなのか、その理由があるはずだということになる。恐らくは、その原因の一つは、写真の登場、新聞の登場ということではないだろうか。この時期は、まさに印刷メディアの新旧交代期でもあった。磐梯山噴火に始まる「大災害の20年代」といってもよいこの時期は、まさにそのことが災害を追うことで実証できる。写真については、この時代の写真技術と、実際に噴火現象を捉えた写真師についての詳細が付論で明らかにされる。そこで、本節では、新聞、その他のメディアについての実例を示しつつ、当時の災害情報の状況を跡づけることにしたい。

2 さまざまな災害情報メディア

(1) 新聞・雑誌

磐梯山噴火当時の1888(明治21)年には、全国の新新聞・雑誌の発行は800紙、前年1887年からは225種の増加があるという(『内務省年報・報告書』第13巻)。ちなみに、2、3年以前の動向と比較すれば、1885年308紙、1886年406紙、1887年575紙であるから、この時期は、新聞・雑誌メディアが鰻登りに増加していた時期であったことがわかる。1887年から1888年の増加の原因について、『内務省年報』によれば、国会開設、市町村制施行に際して、これを論じ、報道する新聞・雑誌類が急増したことをあげている。残念ながら、この年の発行部数は不明だが、1885年は新聞紙の部数は統計上1日平均193,305部(『内務省年報・報告書』第12巻)に基づいて、単純に比例計算すると、1888年は502,090部という膨大な新聞が日々発行されていたことになる。もっとも、雑誌の日々発行は考えられないから、これはあくまでも情報環境を推定するうえの数値にすぎないし、当時の新聞発行部数については、過剰な部数申告によって、その数が疑問視されていたことは事実である。いずれにしても、今日のような新聞購入、配布の体制から、この数を以って、類推することはできない。しかしながら、こうした新聞の存在が人々の日々の生活にもたらした情報環境については、考えておかねばならない。

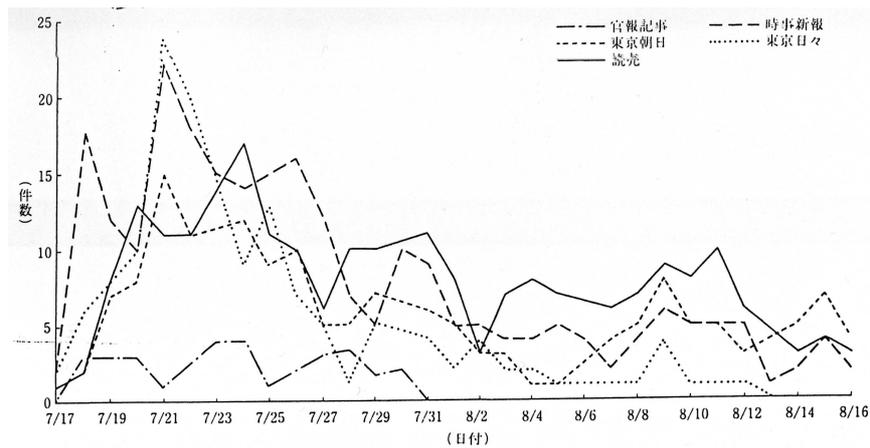
また、新聞だけではなく、1888年の内務省統計は、この時期、学術雑誌の発行の増加が著しいことにも言及している。この点も、青少年の噴火現象への興味をかき立てた磐梯山噴火の問題とも無関係ではない。

さて、では、磐梯山噴火は、どのような形で報道されたのだろうか。

噴火の第1報は、7月17日、噴火災害の詳細は不明なものの、磐梯山噴火により、麓の磐瀬村のうち56戸が潰れ、鳴動止まない状態だと報道された。東京で発行されていた中央紙『東京日日新聞』『東京朝日新聞』『読売新聞』は3紙ともほぼ同文で、この突然の噴火災害を伝えた。7月18日には、『官報』において、被害・噴火の状況、天皇の3,000円の救恤金^{きゅうじゆつ}、侍従の現地派遣、内務省技師の現地派遣を報じた。これは、前もって各紙が情報を取り込み、これらの事実を『官報』と同じく、18日付けで報じた。

しかしながら、新聞ごとに、徐々に情報収集に力の差が見られるようになる。

これら一連の記事量を、広告記事も含めて、東京で発売されている全国紙、『東京日日新聞』(135件)、『東京朝日新聞』(171件)、『読売新聞』(210件)、『時事新報』(248件)とそれに『官報』も対象に加え、カウントした。1か月間の動向をグラフにすると、次のようになる(図3-2)。



A: 官報・新聞にみる磐梯山噴火記事の増減 (1888.7.17~8.16)
 「東京日々」「東京朝日」「読売」の休刊日 (7月23、30日、8月6日、13日) については、前後の件数の平均値を採った。

図3-2 官報・新聞に見る磐梯山噴火記事の増減 ((北原糸子, 1998) 38頁から引用)

ただし、それぞれの新聞の紙面は、『東京日日新聞』8面~10面、『時事新報』6面~8面、『東京朝日新聞』4面、『読売新聞』4面という構成だから、そもそもの記事を掲載する紙面に差があったことを考慮に入れておく必要がある。1か月を限りとしたのは、各紙ともこの頃から記事量が減少することと、岐阜県下の水害など、他の災害報道が紙面に登場することを考慮に入れたからである。

記事は官報からの転載を軸とする事実の報道は別にしても、社説などは、バックとする政党色が反映され、それぞれに異なる内容である。政府寄りの御用新聞といわれた『東京日日新聞』は、天皇の恩賜金が下賜され、東園基愛侍従が被災地巡見に派遣されたことを社説でもいち早く取り

上げ、経済系の情報で社会的信用の高かった『時事新報』は記者を現地派遣し、『めざまし新聞』を買収し東京進出を果たしたばかりの『東京朝日新聞』は、従来の知識人ばかりでなく、新しい読書層を開拓すべく、学術調査のため派遣された学者に派遣記者を密着させた火山情報で紙面を飾った。図3-2によって明らかなように、時間を追うごとに、新聞によって、取り扱う記事量に大きな差が出てくる。記事量のピークが噴火後1週間を経た7月21日、それから漸減して、ほぼ2週間を過ぎた8月初めで一旦終息、再び関連記事が8月10日前後に第2期のピークを迎えていることがわかる。

代表的な例では、『東京日日新聞』は当初は記事量も多いが、徐々に下降し、8月に入ると、関連記事が最も少なくなる。これに対照的な傾向を示すのが『読売新聞』である。当初の取扱記事量は他紙に比べて立ち遅れたが、8月に入って第2期のピークはこの『読売新聞』の記事によるからである。これは、同紙が中央紙15社の義援金募集のまとめ役を果たしたことによる。

では、どんな内容の記事が報道されたのだろうか。記事の内容に沿って分類すると、図3-3のような結果になる。

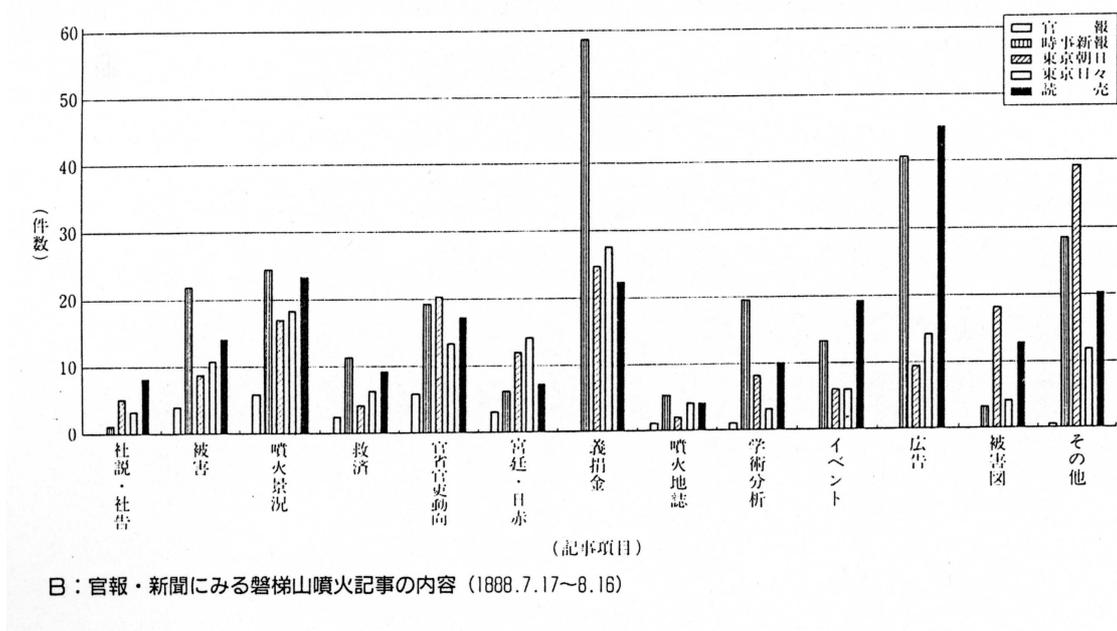


図3-3 官報・新聞に見る磐梯山噴火記事の内容 (北原糸子、1998) 39頁から引用)

図3-3の傾向を見ると、

- * 社説・社告・噴火の様子、救済、省庁・官吏の動向、宮廷・日赤関係記事などは各紙とも大差ない。
 - * 義援金関係記事は『時事新報』が群を抜いている(官報を除く)。
 - * 広告件数は新聞による差が大きい。
- 以上の図3-2、図3-3に見られる傾向をまとめると、以下のようなになる。
- * 当初の1週間は、噴火の景況、被害の様子、官吏の派遣などが中心である。

- *1 週間目以降、天皇の救済金、皇后が総裁を務める日本赤十字社による医員、看護婦の派遣、その他軍医による医療活動などの救済関係記事が登場する。
- *1 週間を経た7月21日から、各紙が義援金募集を開始し、義援金応募者名が紙面に掲載され始める。
- *現地派遣記者の記事が掲載され、磐梯山の噴火現象の特異性が流布する。
- *被災地の惨状は依然として凄惨さを極めることが報道される。
- *東京での義援金募集には、音楽会、講談、その他演芸イベントのアトラクションの公演を伴う広告記事が掲載される。

約1か月を経過し、岐阜県下の水害の被害が報じられるようになると、磐梯山関係の記事は、義援金関連を除いて、終息していく。

以上は、中央紙4新聞の例をみたわけだが、例えば当時、被災地の地元紙『福島新聞』は当該時期をカバーする紙面の原紙もコピーも所在が不明であったため、分析の対象から除いた。しかしながら、例えば、地方紙による現地に密着した情報が毎日手元に届けられるとなれば、自らの見聞を書き留めなくとも、記事を読むことで災害状況は確認できる。そのうえ、それを書き写すという行為は、新聞を保存するなり、スクラップ帳を作れば事足りるということになる。わざわざ見聞した事態を書き残すという行為を選び取らなくなる状況は推測できよう。大小さまざまなレベルの記事を掲載する定期的な情報紙としての新聞の存在が、人々の事件への意識、災害への認識を変えていくことがわかる。

(2) 災害情報誌

江戸時代のかわら版が新聞の前身といわれるのは、都市で頻発した火災報道のたびに出版されるなど、事件報道では社会的に定着していたからである。かわら版は無届出版として違法なものではあったが、災害情報に限っては情報を巷の不特定多数の人々に流布させる手段を持たない幕府や領主からは、そのあり方が黙認されていた。

もちろん、他の出版物、例えば、錦絵などはあらかじめ出版を管轄する名主に届け出て、出版許可を得るという手続きが必要とされた。幕府政治への批判的言辞、華美な装い、あるいは人々の勤労意欲を妨げるような遊びや見世物への勧誘などは厳しい取締りの対象となった時代が長く続いた。近代社会になって、出版取締りを担った仲間組合はなくなり、建前は自由な出版活動が許される時代になったが、全ての出版物は届出が必要とされた。

表 3-10 磐梯山噴火を伝えるさまざまなメディア

番号	名称	著者	発行所	発行年月	種類	その他
1	磐梯山噴火之顛末	岡田常三郎	神田末広町 35 番地	1888. 7. 20	一枚刷り木版	
2	磐梯山噴火実見之図	吉川正吉	宮城県仙台市国分町 47 番地	1888. 7. 26	木版画活版	販売所仙台、福島、東京
3	磐梯山噴火之図	森本須太郎	浅草区瓦町 2 番地	1888. 7. 25	3 枚続錦絵	

4	磐梯山噴火之図	福田繁太郎	日本橋		錦絵	
5	岩代国磐梯山噴火の図	幾英画	京橋区尾張町 2 丁目1番地佐々木豊吉	1888. 7. 24	錦絵	
6	磐梯山噴火顛末		依田周右衛門	1888. 7. 25	錦絵	定価 3 銭
7	磐梯山噴火実況之図		岡田松之助			
8	磐梯山噴火之実見	岡田常三郎	神田末広町 35 番地書籍行商社	1888. 7. 23	活版、10 頁	
9	磐梯山噴火詳誌	佐藤誠之助	京橋区木挽町 2 丁目 13 番地	1888. 7. 27	活版、46 頁、	発売元 兎屋書店、 絵入 朝野新聞
10	磐梯山噴火実況	犬塚又兵	福島県岩代国信夫郡置賜通 3 丁目 6 番地	1888. 8. 1	活版、37 頁	
11	磐梯山破裂実見録	高橋由蔵	宮城県陸前国志田郡稲葉村 100 番地 永沢小兵衛	1888. 9. 28	活版、42 頁	定価 20 銭、 仙台書林・静雲堂
12	旧奥州会津領岩代国ばんだい山くどき并諸国大あれ	吉田栄吉	東京馬喰町 3 丁目	1889. 1	木版、4 頁、 和綴	定価1銭3厘
13	ばんだいさんーットセぶし	佐野金之助	下谷区徒町1丁目43番地	1888. 8. 6	木版、4 頁、 和綴	
14	磐梯山噴火真図	山本芳翠・合田清	東京朝日新聞	1888. 8. 1	木口木版	新聞付録

(北原糸子作成)

ここでは、新聞のような定期刊行物以外のものを見ておくことにする。

表 3-10 に上げた災害情報誌には全て出版物発行人の名前や住所が掲載されているのである。出版内容については、江戸時代に読売と呼ばれたかわら版まがいのものや (1、12、13)、同じく江戸時代にも多く出版された伝統的錦絵スタイルのものから (3、4、5、6)、活版刷りの噴火現象の解説を主な内容とするものまで、多様な内容のものが噴火災害の情報誌として活用された。なかには、かわら版スタイルの一枚刷りでありながら、木版ではなく、活版刷りであったり (2)、あるいは冊子の挿絵は木版が含まれるが、写真を模した石版画が図版として挿入されているもの (9、10、11) などがあった。また、これらの情報誌の仲間として、1888 (明治 21) 年 8 月 1 日付け『東京朝日新聞』新聞付録、フランス留学の成果を災害報道に結実させた山本芳翠・合田清の木口木版「磐梯山噴火真図」をここにあげておくことにする。



図 3-4 「磐梯山噴火真図」 (『東京朝日新聞』明治 21 年 8 月 1 日号付録。東京大学明治新聞雑誌文庫所蔵)

『東京朝日新聞』は、記者のほかにパリで新技術を学んだ画家山本芳翠、版画家合田清を現地に派遣し、木口版画の噴火図を 1888 年 8 月 1 日号の付録として出版し、迫真性に満ちた噴火図が評判を呼んだ。

(3) 災害慈善イベント

紙媒体による噴火災害の情報流布以外にも、義援金募集のアトラクションとして幻灯写真を用いた義捐金募集、歌舞伎公演などが行われた。このうちの1、2例を紹介しておく。

* 幻灯写真会

幻灯写真は、当時の新聞広告によれば、東京の写真家が現地で写真撮影し、商品化して、売り出されていたことがいくつかの新聞広告で確認できる（図 3-5）。その多くが白黒のガラス乾板写真か、あるいは手彩色したカラー版で用いられた。噴火現象を説明する学術講演会などで用いられたが、一般の人々への義援金募集などの際にも、説明付きで活用された（図 3-6）。



図 3-5 『時事新報』

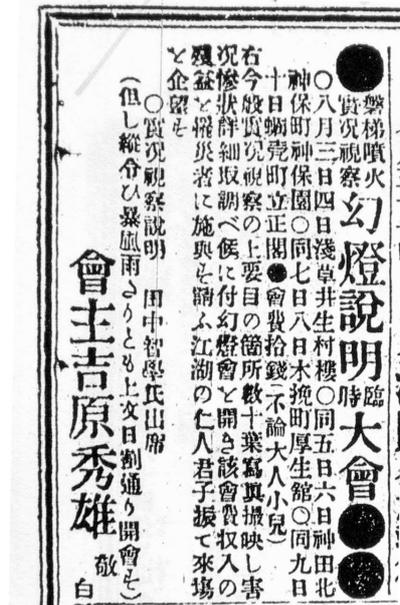


図 3-6 『東京朝日新聞』

これらの幻灯写真の活用で特にここで注目しておきたいのは、当時の沈滞した仏教会を立て直すべく、壮大な構想のもとに活動を始めた国柱会田中智学（1861～1939）の磐梯山噴火義援活動である。彼は、磐梯山噴火への興味からではなく、むしろ、国家がこうした一大事に対して行うべき事柄を考えるために、現地視察が必要と考えて行動を起こしたと述懐している（田中智学「わが経しあと 磐梯山噴火」『獅子王談叢篇』第2篇、昭和11年）。そして、いち早く7月20日には写真師吉原秀雄同道で、上野発の一番列車に乗り、現地入りを果たした。その見聞記「磐梯紀行」を『読売新聞』に30回にわたって連載した（1888年8月5日～10月6日）。当時写真の新聞紙上への製版は技術的に困難であったため、写真銅版という新技術を以って新聞に写真掲載させた。銅版写真の掲載は新聞紙上では初めてのこととして評判をとり、これがために『読売新聞』は読者を増やしたという。磐梯山噴火から約半世紀を経ての述懐であり、仏教会の一会派を率いる人物の言葉であるから、批判的言辞が差し挟まれる余地はなかったであろうが、新聞記者の乾いた文章とは異なる、智学の流麗な文章と、目新しい写真銅版の記事は人気を博したことは事実であろう。30回もの長期連載となったことがそれを証明している（小松山六郎『新磐梯紀行』歴史春秋出版社、2000

年の末尾には『読売新聞』連載の30回の記事が絵入で復刻されている)。

* 歌舞伎公演

5代目菊五郎が中村座で、早くも噴火後3か月を経ない10月3日から、磐梯山噴火に題材を採った演目「これはぼんだいのはなしぐさ是万代話柄 おとにきくあさまのうつしえ音聞浅間写画」が演じられた。



図3-7 5代目菊五郎の役者絵 (日本橋区吉川町2番地 松木平吉、明治21年9月10日印刷・発行。東京大学総合図書館所蔵)

1888年10月3日中村座で初演された「音聞浅間写画」の主演5代目菊五郎の役者絵。天明浅間山噴火で被害を受けた信州を舞台とした悲恋物語。噴火場面に磐梯山噴火の実景を取り入れたとして話題となった。

図3-6の5代目菊五郎の役者絵は、このときの演目を題材として、当時一流の浮世絵師豊原国周によって描かれたものである。災害が歌舞伎の演目として上演されるのは珍しいことなので、筋書きを簡単に紹介しておこう。

「歌舞伎新報」934号(明治21年9月16号)～940号(明治21年10月6日号)にあらすじが紹介されている。つまり、初日の10月3日を挟んで筋書きが紹介され、客入りをねらうのである。入場料は、10月3日2幕目に上演：初日は無代値、2日目九分どおり出演にて半値段、3日目より残らず上演、栈敷4円20銭、高3円10銭、平2円20銭、中等平1円50銭、大入場15銭(939号)とあり、初日は2幕目までしか上演せず、その代わり、入場料なしで入れた。

あらすじは、赤坂の信善という豪商の娘お夏が猪飼という旗本に見初められ、強引に結婚を申し込まれるので、危険を感じた親が信州へ逃れさせようと手代の佐七を途中までつけて送り出したが、実はこの佐七はお夏と惚れあった仲であった。人宿(人足紹介業)の伊豆屋に連れられ信州追分宿まで来て、浅間の噴火に遭遇し、お夏が降灰の下に埋もれてしまうという趣向である。この場面が磐梯山噴火を取り入れたものとするために、5代目菊五郎は「浅間噴火の場」で道具の工夫を、実地見学した田中智学から写真数枚を得て、立ち木の裂けた形や灰の降った所などはそのままに実物のようにリアルに演出したというのである。これが話題を呼び、「実に見ても戦慄する程よく出来たという趣向」(「歌舞伎新報」939号)と評されている。話は途中込み入った筋立て、借金、娘の遭難に半狂乱となる母親、お夏に執心の猪飼の信州入り、あるいは伊豆屋手代と

猪飼の果たし合い、喧嘩などが入るが、最後はお夏と佐七は目出たく結ばれるというハッピーエンドで幕を閉じる。作者は河竹黙阿弥である。

「歌舞伎新報」(940号)には、

「音聞浅間の写画」初編一冊、定価10銭、

と広告文が掲載されているが、この台本は現在残されていないようである。

万代は磐梯に掛け、音に聞くは音羽屋、噴火山として世に知られた浅間山で噴火のイメージを喚起させ、写画つまり、幻灯写真も実際の舞台に登場するというものであったという。図3-7の錦絵の背景に、幻灯写真が描かれているのは、このためであるが、田中智学によれば、菊五郎から話が持ち込まれ、アイデアを提供したという(田中前掲書)。「歌舞伎新報」の記事とも照合するから事実と考えてよいだろう。ともかく、当時評判を呼んだ演目であったという。歌舞伎そのものがこうした同時代に発生した事件などをいち早く演目に仕立てることは江戸時代以来の伝統であり、また、その点こそ、大衆が歌舞伎を愛した最大の理由であった。磐梯山噴火が歌舞伎に取り入れられたこと自体、この噴火に対する当時の人々の関心の高さを示すものといってもよいだろう。

参考資料・文献

資料

「事変ニ関スル取扱書類」：福島県歴史資料館蔵。

「磐梯山噴火事務取扱書類」：福島県歴史資料館蔵。

「磐梯山噴火義損金名簿付録」：福島県歴史資料館蔵。

「丈量帳」：福島県歴史資料館蔵。

『明治天皇紀』第6巻：吉川弘文館，1971年。

『帝国統計年鑑』明治20年，21年，22年

『東京朝日新聞』、『時事新報』、『毎日新聞』、『読売新聞』、『東京日日新聞』：明治21年7月～9月

『内務省年報・報告書』第13巻：三一書房，1984。

『歌舞伎新報』934号～940号：明治21年9月16日～10月6日。

『値段史年表—明治・大正・昭和—』：週刊朝日編集部，1988。

『明治財政史』第10巻：吉川弘文館，1972年。

『獅子王談叢篇』第2篇：獅子王文庫，昭和11年。

参考文献

北原糸子：『磐梯山噴火—災異から災害の科学へ』，吉川弘文館，1998年。

コラム 磐梯山噴火当時の貨幣価値を現代と比較すると・・・

備荒儲蓄金の救済額1戸あたり小屋掛料10円、種籾料20円といっても、現在でどの程度の救助を受けたことになるのか、果たして実際に救済の実があがった金額なのか不明である。恩賜金3,000円にしてもしかり。義援金総額38,000円余とは現在の金額ではどのくらいにあたるのか見当をつけておく必要がある。

さて、そこで、ドンピシャリ噴火当時というわけにはいかないが、最も生活感が通う給料と比較してみよう。

週間朝日編『値段史年表——明治・大正・昭和』（朝日新聞社、1988年）によれば、

1886 (明治19) 年	小学校教員の初任給	5 円
1891 (明治24) 年	巡査の初任給	8 円
1894 (明治27) 年	公務員の初任給	50 円
1897 (明治30) 年	小学校教員	8 円

などがあげられている。

ちなみに、終戦の1945(明治20)年はあまり変動はないが、2年後の1947年あたりから急激な物価高となり、初任給は小学校教員初任給2,000円、公務員初任給2,300円である。

現在は、公立小学校教員は公務員であるから、公務員としての差は国家公務員か、地方公務員かなどで初任給の差は大きいものではない。一応、この初任給を20万円とすれば、 $200,000/5=40,000$ で、1890年前後の給料との比較は、4万倍となる。

そこで、備荒儲蓄金救済額1戸あたり小屋掛料10円、種籾料20円を現在に換算すれば、10円*40000=400,000円(小屋掛料)、種籾料は80万円、恩賜金1億2千万円となる。義援金38,000円は15億2,000万円となる。なかなか実感のわからない金額であるが、恩賜金も義援金も当時としては、極めて多額の救済金であったことはうなずける。